

事業者マニュアル（大規模修繕タイプ用）の主な変更点

1. 管理組合は、大規模修繕工事の実施及び補助金の活用について意思決定をしたら、意思決定の日から1週間以内にその旨を保険協会に通知しなければならないこととしました。（採択通知書の受領の時点で既に意思決定を終えている場合には、採択通知書の受領から1週間以内に通知してください。）

【提出する書類】

- ・管理組合意思決定通知書（様式2-0）
- ・総会の議事録等、大規模修繕工事の実施及び補助金の活用について管理組合で意思決定していることを証する書類

2. 期限までに大規模修繕工事の実施及び本補助制度の活用について管理組合の意思決定を行ったものであっても、予算の制約により交付決定できない場合があることとしました。